

平成30年 教育委員会第9回定例会 会議録

日 時 平成30年5月22日（火）

午後3時00分～午後3時40分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども施設課】

(1) 千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

第 2 報告

【子育て推進課】

(1) 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【学務課】

(1) 平成30年度 学級編制（平成30年5月1日現在の児童・生徒・学級数）

(2) 平成30年度 就学援助の実施について

【指導課】

(1) 平成30年度 保・幼・小合同研修会（第1回）の開催について

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成30年4月末日現在）

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月5日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	新治 博
子ども支援課長	加藤 伸昭

子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纓片 淳一
指導課長	佐藤 友信
指導課統括指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長

皆さん、こんにちは。定刻になりました。
 それでは、会議を開催したいと思いますが、本日は傍聴の方から傍聴申請がございますので、傍聴を許可しておりますということをご報告させていただきます。
 それでは、平成30年教育委員会第9回定例会を開催いたします。
 本日は、欠席はございません。
 今回の署名委員は、金丸委員にお願いをいたします。よろしく願いいたします。

◎日程第1 協議

子ども施設課

(1) 千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

坂田教育長

それでは、日程に入ります。協議事項です。
 1つ目は、千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてでございます。
 子ども施設課長よりご説明をお願いいたします。

子ども施設課長

資料をご覧ください。学校施設の使用条例の一部改正につきまして、概要からご説明申し上げます。
 改正の理由は、九段小学校の改築整備に伴う学校の目的外使用に係る使用料の設定と見直しの必要があるということでございます。7月末に竣工しまして、9月から供用開始ということで準備を進めているものでございます。
 本条例の施行期日ですが、学校の供用開始と同じ、平成30年9月1日から施行ということで考えております。

改正の内容です。こちらに関しましては、現在、体育館と教室と校庭という3つの設定がございます。新校舎に関しましては、ランチルームの開設がございますので、新規という形でこちらに入っております。

料金の設定の方法でございますが、こちらに関しましては、これまで、平成以降整備をしました小学校、中学校の設定の例によりまして、それに準拠する形で算出しております。それとともに、区の使用料の積算の方法というものがございまして、原価計算から出したものもでございます。これらを比較衡量して、この金額で出しております。この件に関しましては、平成30年第2回区議会定例会のほうで条例改正の提案を行いまして、議決後、施行するというところで考えております。

それから、こちらが、新旧対照表ということになってございます。

それから、改正後の、改正内容が溶け込んだ全文がございます。赤字で書いてあるところが改正した内容ということになってございます。

説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

九段小学校の工事は7月完了する予定でございまして、9月から使用することです。新しい校舎の施設は一般にも開放し、その際の使用料をこのような額として定めています。

何かご質問、ご意見がございましたら。

俣野委員、お願いします。

俣野委員

今おっしゃっていましたが、原価計算によって使用料が決まるということですね。ですからこれ、拝見していますと、例えば九段小、それと、あと富士見小、麴町小と、校舎が新しいですね。利用するという点については、どの施設においても同じだと思いますけれども、どうしても新しい施設は高くなってしまふものなのではないでしょうか。

坂田教育長

子ども施設課長。

子ども施設課長

原価の計算の方法でございますが、管理費、清掃であるとか保守管理の経費とか、どうしても新しい建物になりますと高くなるということがございます。それと、減価償却費、こちらに関しても原価に入ります。それと、面積も使用料の算定において考慮する必要があります。校舎全体の面積を割り返しまして、その体育館なら体育館の平米を掛けます。それと稼働時間を算出いたしまして、計算をするという方法により出しております。

利用料のご負担の割合でございますが、その原価の半分が積算の基になっております。それと、あとは、これまでの新しいところとの比較検討で、こういった形で面積が大体半分ぐらいだなとか、そういった形で出しているものです。

坂田教育長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

俣野委員

もう1点。2ページの第6条。これは、「既存の使用料は、還付する」と

ということ、「還付することが適当でない」と委員会が認めるとき」というものは、どういうときなのでしょう。具体的に、差し支えない範囲でいいので教えていただけますか。

坂田教育長
子ども施設課長

子ども施設課長。

具体的に申し上げますと、無断のキャンセルなんかの場合です。2日前とか3日前までという内規があるんですけども、その前までにキャンセルがあった場合には、返却するということになります。だから、連絡もなくキャンセルになった場合、返さないということになります。まあ、実態上は、そうした連絡のないキャンセルはほとんどございせんが。

俣野委員
坂田教育長

ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。

それでは、これは協議事項でございますので、今般、定例会に提出の予定をしておるということでございます。よろしくお願ひいたします。

俣野委員

もう1点、申しわけない。7ページの備考の2番ですけども、「区民」とは、千代田区内に住所を有する者」というふうに書いてありますけども、これは在勤者は対象にはならないんですか。

坂田教育長
子ども施設課長

子ども施設課長。

こちらの備考欄でございますが、6ページのプールの利用に関しましてという欄でございます。つきまして、在勤者も対象に含まれ、利用することができます。

俣野委員
坂田教育長

なるほど、わかりました。ありがとうございました。

よろしいですね。

◎日程第2 報告

子育て推進課

- (1) 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

学務課

- (1) 平成30年度 学級編制（平成30年5月1日現在の児童・生徒・学級数）
- (2) 平成30年度 就学援助の実施について

指導課

- (1) 平成30年度 保・幼・小合同研修会（第1回）の開催について
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成30年4月末日現在）

坂田教育長

それでは、日程の第2、報告事項に入ります。

まずは、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

子育て推進課長

子育て推進課長、お願いします。

資料に基づきまして説明させていただきます。

今般は、千代田区家庭的保育事業等の認可に関する設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を予定しております。それについてご説明いたします。

まず、児童福祉法では、市区町村は、家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないと規定されております。あわせて、児童福祉法では、その条例で定める基準は、従うべき基準と参考とすべき基準が厚生労働省の省令で定まっております。それを参考にして、あるいはそれに従って条例を規定しなければならないというのが前提でございます。今般その厚生労働省令の改正がございましたので、伴って、千代田区の条例を改正するということが、今回の条例の改正の理由でございます。

続きまして、実際に改正する内容でございますが、家庭的保育の運営面の内容に関する改正が、主に3点ございます。

まず1点目が、代替保育の提供先についてとなります。代替保育というのは、家庭的保育、ご自分の家庭等で、保育者が1人でお子さんたちを見ているような事業につきまして、その保育者が病気等で保育ができないようになったときに、そのお子さんたちをかわりに見てもらうような施設をどうするかということでございます。その施設として、現在は、①②③とありましており、認可保育所、認定こども園、幼稚園の3つを指定しておりますが、今般、家庭的保育事業に限っては、四角の囲みの中にごございます3つの類型も追加されるように改正いたします。

続きまして、食事の提供でございますけれども、現在は、自園で調理をすることが原則と家庭的保育ではなっておりますが、そこにある①②③の施設からは、特例として、この施設から搬入してもらうということも特例で可能になっておりますが、今般の改正で、家庭的保育のご自宅でやっている場合につきましては、新たに四角の囲みの中にある、現在、保育所やこども園等から調理業務を受託している事業者からも外部提供を受けることが可能になる改正をする予定でございます。

そして、3点目ですが、その食事の提供につきましては、今現在も31年度までの経過措置を設けられておりますけれども、それについては、さらに5年延長して、10年間の経過措置となる改正でございます。

条例の改正の公布の日から施行する予定であります。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。この条例そのものがいわゆる法の施行条例といったもので、その内容は、国の省令によっておおむね規定されてしまっています。

確定ではないんですけれども、認証保育所といった様々な保育所の種類がございますね。そういったところをどうこの中で整理するかということは、今、文言の整理を図っているところです。決して省令の規定に反することをす

るわけではないんですが、そうした施設を付加できるのか、できないのかということも現在検討をしている最中でございます。そういう意味では経過報告ということになってしまいますが、この報告は、省令がこう変わったので、そこはきちっと対応しますという趣旨でいたしました。

これについてご質問ございましたら、どうぞ。

金丸委員

内容的にはもう、省令が変わって、そうしなきゃいけないというものを条例に取り込むわけですから当然のことなんですけど、わからないのは、「食事の提供に係る経過措置」というところです。これが5年から10年に延長された。経過措置というものは、経過措置が終われば、基本的には終わっちゃうものですよ。と、これを10年に延長しなかったら、食事の提供ができなくなるということなんですか。

坂田教育長

(3) のところだよ。

金丸委員

(3) のところで、「食事の提供については、条例施行日から5年の間は経過措置とされていた」ということですから、このままで10年、あと5年延長しなければ、5年目が終わったところでは食事が提供できなくなっちゃうものを、さらに5年間、余分に提供できるようにするという、そういう趣旨でしょうか。

子育て推進課長

はい、そういう趣旨になります。

金丸委員

ということは、逆に言うと、10年たったら適用はできなくなっちゃうということでしょうか。

教育担当部長

担当ではないのですが、食事が提供できなくなってしまうということではなくて、この経過措置というものは、より厳しい設備基準とかそういうものに従わなくても食事が提供できますということです。要するにそういう規制を緩めて、それを経過措置で10年間やりますということです。10年たった後でも、その厳しい基準に従うならば食事の提供はできますという、そういう趣旨です。

それから、これが時限的になっているというのは、先ほど申し上げていましたように、国の政令に従ってやっていますので、国の考え方ですと、これから将来的に見れば子どもの数が減ってきますから、当然保育需要も減っていくわけなので、そうすると、今、一番保育所が厳しいここ10年ぐらいの間は、何とか家庭的保育事業のようなものを、様々な形態の保育を使いながらやっていって、そのピークが過ぎたころには、従来からあるような認可保育所だとか、そういうところで保育がまかなえるような体制でやっていこうという、そういう考え方のもとにやっていくということです。

金丸委員

わかりました。ありがとうございます。

子ども支援課長

もう少し具体例を言いますと、家庭的保育では、今お弁当を保護者の方がつくってきて、持ってきていただいています。ですので、給食の提供自体を今やっていませんので、本来であれば、5年間の経過措置が終われば、当然設備を整えて、今おっしゃっていただいたとおり、その設備の基準というものはこの条例で決まっていますので、その基準にのっとった形で食事を提供

していかなきゃいけない、要は給食を提供しなければいけない、保護者の方がつくったお弁当ではなくて、給食を提供しなきゃならない、それをもうちょっと猶予しますよという話なんです。

なので、保育者の方が調理をしながら保育の提供はできないので、人を当然雇わなければいけない。また、給食を提供するためのスペースをつくらなければいけない、給食をつくるための設備を整えなければいけない、といったこれらのことを猶予しますよ、という意味合いです。

子育て推進課長

家庭的保育では、基本的に保育者がお一人で、自分の家でお子さんを見ているので、その方が自分の家で調理しろということになると、「調理している間は、じゃあ、お子さんの面倒を誰が見るの？」という話になります。自分のところで調理しろということは、現実的な制度じゃないので、本当はそうじゃなくていいという内容に省令を変えていくべきものだと思いますが、とりあえずは先延ばししますよと言っているのが今回の省令改正の内容です。

坂田教育長

はい、わかりました。将来においては、やはりこれは望ましいスタイルじゃないということなのかな。

子育て推進課長

はい。

子ども支援課長

保護者の方にとって、保育園に望むものとして、当然保育サービスを受けることもあると思いますが、お弁当をつくらなければいけないという負担がなくなることの期待は大きいと思います。家庭的保育でも給食を提供してもらいたいという部分での基準が、この条例の中に含まれているということです。

中川委員

前にいただいた資料を見ればわかるのかもしれませんが、家庭的保育で保育を受けているおさんは、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

子ども支援課長

今現在、あい・ぼーとの飯田橋と東神田で、それぞれ、5名と4名だったと思います。ですので、今は9名です。

中川委員

結局、飯田橋の、1人じゃなくて、5名いるわけですね。

子ども支援課長

はい。そのとおりです。

中川委員

わかりました。

坂田教育長

ほかに何かご質問、よろしいでしょうか。ありましたら、どうぞ。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、今、文言等は、なお整備をしなければいけない部分がございますけれども、こういった内容のことを、改正を予定しておることとさせていただきます。

それでは、報告事項、次に参ります。

平成30年度学級編制につきまして、学務課長、お願いします。

学務課長

それでは、資料のとおりですけれども、平成30年度学級編制、今回は5月1日現在の児童・生徒数の状況でございます。

第6回の本委員会では、4月1日の状況をご説明いたしましたけれども、本

日は学校基本調査等の統計上の数値はこの数字を使いますので、改めて5月1日現在のものを報告いたします。

初めに、小学校についてでございます。一番上の表になります。学級数の合計は、全体101学級になります。それから、児童数は、一番右のほうで、2,805名となっております。昨年度の5月1日との比較で言いますと、学級数全体では4学級の増となっております、児童数では106名の増となっております。学級増の内訳ですけれども、麴町小学校、お茶の水小学校、千代田小学校、和泉小学校の4校で、それぞれ1学級の増となっております。

続きまして、2番目の表が中学校と中等教育学校の前期課程でございます。ここでは、全体で32学級になっておりまして、生徒数は1,079名となっております。昨年度との比較で言いますと、学級数全体では増減はございませんけれども、内訳で言いますと、麴町中学校で本年度は1学級増、神田一橋中学校で1学級減となって、差し引きで増減がありません。生徒数は、全体で14名の減となっております。

3番目の表につきましては、特別支援学級の内数ですけれども、在籍校が入っておりますので、支援学級の方については、表のとおり、千代田小学校の言語、ことばの教室の方が13名、それから特別支援教室として、小学校については109名、中学校が18名、全体で通級が140名となっております。内訳として、増減で言いますと、特に小学校の特別支援教室の増減の幅が大きくて、昨年よりも42名の増となっております。

九段中等教育学校については、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ご報告いただきました。増えていますね。

何かご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

金丸委員、お願いします。

金丸委員

よろしいでしょうか。特別支援教室の在籍の児童・生徒数が増えていることについては、より診断が正確になってきて、今まで入っていない子も入って増えてきたということなのか、それとも千代田区だけじゃなくて、東京都全体においてそういうものが増加している傾向にあるということなのか、どちらなのでしょう。

坂田教育長

学務課長。

学務課長

全国的、全都的に見まして、支援の必要な子どもさんというのは多くなっています、全体でもかなり増えております。ただ、千代田区の場合は、やっぱり小学校についてはそれを上回る形で増えておりますので、特別支援の把握に努めているということがあった上での、数字の増と思っております。

金丸委員

ありがとうございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ほかによろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、次の報告事項に参りたいと思います。

学 務 課 長

平成30年度の就学援助の実施について、学務課長、お願いいたします。
それでは、平成30年度就学援助の実施につきましてご説明申し上げます。
平成30年度から、これまでの就学援助の中身に加えて拡充いたしましたので、その中身でございます。

まず就学援助と申しますのは、千代田区内に住んでおまして、経済的理由によりまして、義務教育への就学が困難な方への支援でございます。

拡充の中身でございますけれども、まず1つが、私立学校に通います児童生徒さんも支給対象とする拡充でございます。

中身としましては2つあるんですけども、定額支給費目と実費支給費目とあります。その中で、実費支給費目につきましては、区立の指定校と比較して低い額といたしますけれども、定額支給費目については、これについては、定額という形で、区で決まった金額を支給するものでございます。これまで、区立の子どもさん、国立の子どもさんだけでしたけれども、私立の子どもさんのほうにも今年度から拡充いたします。

それから、2番目としましては、小学校の入学準備金の助成を開始いたします。昨年度、中学生につきましての入学準備金の支給を行いましたけれども、今年度新たに、31年度の入学者につきまして、入学準備金を小学生の方にも支給いたします。時期としましては、平成31年3月ごろの助成を予定してございます。

説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

何かご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

金丸委員、お願いします。

金 丸 委 員

入学準備金について3月に支給というのは、1つは私学に対しても助成ができるようになったから、先取りが可能だということなんだろうと思うんですけども。それ以外のもの、例えば実費支給費目の卒業アルバムとか、そういうものについては、それが発生したときに個々に出すのでしょうか。

学 務 課 長

これにつきましては、年度途中に調査を行いまして、それに基づいて年度中に一括で払うという形です。個々に支給するものではなく、まとめた形での支給を考えておまして、これについては事後となります。

特に、新入学の方につきましては、入学ご準備のために用意するものがかかり多額になりますので、入学前に、今回お支払いするものを拡充するという形で予定しております。

金 丸 委 員

ありがとうございます。

坂田教育長

中川委員。

中 川 委 員

小学校入学準備金というものは、私立のお子さんにもということですか。

学 務 課 長

はい、そのとおりでございます。

坂田教育長

はい。これは全体にかかるのかな。

中 川 委 員

全体ですね。全体にかかるもの。対象拡大ですよ。

坂田教育長

私立のお子さんにも入学準備金の支払いがあり、時期がこの時期と。

学務課長 はい。最初のほうの定額支給費目、実費支給費目も、私立の方に拡充しておりますので、当然といえますか、入学準備金につきましても、私立の方についても当然対象という形で、同じ扱いにする形で考えてございます。

ただ、(1)のところの米印がありますけども、区立と私立と比較して、実費額が区立のほうが低い場合については、区立のものに限度額を定めまして、私立のものについての一部上回る分については、自己負担となるという形で考えてございます。

坂田教育長 はい。じゃあ、両方とも、私立にもかかるということですね。準備金の助成開始についてもそうだと。はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

それでは、次の報告に参ります。

平成30年度 保・幼・小合同研修会第1回の開催につきまして、指導課より説明をお願いします。

指導課長 平成30年度 保・幼・小合同研修会について説明をいたします。

この目的としましては、千代田区立の保育園保育士、幼稚園・こども園教員及び小学校教員を対象に、幼児教育、就学前教育と小学校教育の連携にかかわる課題について研修を深めることにより、こども園の理解を深め、もって千代田区の各学校・園の教育の充実を図ることを目的としております。

この研修は年に2回実施いたしております。今回、第1回目としては、平成30年6月13日、会場は千代田区立千代田幼稚園・千代田小学校体育館ということになります。

こちらの中では、今進んでいるところでは、千代田幼稚園、千代田小学校において実践されているスタートカリキュラム、すなわち幼稚園と小学校の連携の事業のスタイルにつきまして実践報告を行い、指導助言として、文部科学省の初等中等教育局教育課程課の教科調査官でいらっしゃる渋谷一典氏をお招きして、ご指導を受けるという形になっております。

年2回行われる研修ではございますが、同様のテーマで、第2回目は1月30日、九段幼稚園、九段小学校のほうで、同じように教科調査官の渋谷氏をお招きして、学びを深めるという形式をとっております。

対象につきましては、千代田区立保育園、千代田区立こども園・幼稚園・小学校教職員という形になっております。

今回は神田地区ということでの千代田小学校・幼稚園での実施、次回は麹町地区としての九段小学校・幼稚園での実施という形になっております。

説明は以上です。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

合同研修会ということでございます。

何かご質問はございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、次の報告に参ります。

指 導 課 長 いじめ、不登校、適応指導教室の状況ということです。4月末現在の状況です。よろしくお願いいたします。

指 導 課 長 それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の状況ということで、4月末の報告をさせていただきます。

まず、いじめについてです。いじめについては、今月まだ未解消のものにつきましては4件、そして今年度解消されたもの、これにつきましては4件、小中合わせて4件、合計でいじめ者数としての報告数としては8件の認知をしております。

なお、解消、未解消につきましては、いじめについては、そのいじめが起きたというように申し出を受けて、解決を図った後、3カ月間は経過観察をするということで、経過観察を終えたものが、「解消」というところのカウントになります。まだ未解消というのは、話し合いは済んでいます、まだ3カ月間がたっていない状況ということを示しているものとして捉えていただければと思います。

続きまして、不登校者数です。不登校者数につきましては、4月の段階では、まだ授業日数が20日程度でございますので、その不登校者として扱う年間30日以上という枠に達しておりませんので、4月の段階では、今のところ不登校としてのカウントの報告はないということになっております。

また、適応指導教室利用者数でございますが、昨年度から今年度にかけては、今のところ通室状況がないという形での報告になっております。

以上、よろしくお願いいたします。

坂田教育長 はい。4月の段階での数字でございます。

何かご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

金丸委員、お願いします。

金 丸 委 員 不登校者数の問題なんですけれども、例えば平成30年の3月末が過ぎると、一旦リセットしているというふうに理解すればいいわけですね。実際には、その前の3学期のときに不登校を繰り返していて、4月も不登校を繰り返せば、当然3日を超えるわけなんですけれども、3月31日をもって一旦締めてしまって、それまでのものは全部カウントしないという理解になりそうな気がするんですが、それでよろしいんでしょうか。

指 導 課 長 はい。ご指摘ありがとうございます。こちらにつきましては、報告の上では、やっぱり30日ということになっておりますので、ゼロカウントでやっておりますが、やはり昨年度から、卒業した分は抜けたとしても、引き続き登校していないという子ども等については、こちらとしても一応報告としての把握は受けて、確認はしているところでございます。

以上です。

金 丸 委 員 そうだとすると、これはこれで1つの報告の形式ですからいいんですけれども、実際にそうやって把握されているところでは、不登校者数というのは、3月から継続したとした場合に何人ぐらいになっているんでしょうか。

坂田教育長 今わかりますか。どうぞ。

指導課長 わかります。2段階で考えて、一応数を今私のほうで把握しているものにつきましては、4月に入ってから一度も登校しなかった場合と、4月に入ってから1日か2日登校した場合と、2段階で人数を把握しております。

全く4月に入ってから継続的に出ていない小学生は7名、中学校・中等教育学校は5名になっております。また、恐らく入学式や始業式等で1日、2日登校したという小学生は5名、中学校・中等教育学校については2名、合計19名と、このあたりをカウントしているところです。

金丸委員 ありがとうございます。

坂田教育長 はい。ほかにございますか。

統計上のスタイルがこうなっているんで、これは実態をあらわすのかということも、また今のような話になるんですけど。はい。一応、国基準でのスタイルがこういうことでございます。よろしくお願いします。

よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。それじゃ、報告事項はこれで終わりにいたします。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(6月5日号)掲載事項

坂田教育長 それでは、日程第3、その他に入ります。

子ども総務課長から、教育委員会行事、そして広報千代田の掲載事項についてお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、教育委員会行事予定表並びに広報千代田6月5日号掲載予定の事項につきまして、ご説明を申し上げます。

まず教育委員会行事予定表でございますが、本日から6月23日に至るまでの行事の予定につきまして記載したものでございます。先ほど指導課長のほうからご説明がありました6月13日、保・幼・小の合同研修、こちらにつきましても、教育委員の皆様にご出席をお願いするものでございまして、こちらに掲載をしております。

行事予定表につきましては、ご説明は以上でございます。

続きまして、広報千代田6月5日号の掲載事項でございます。

こちらにつきましては、児童・家庭支援センター、文化振興課、生涯学習・スポーツ課、それぞれの所管における各種事業につきまして、掲載を予定しているものでございます。6月、7月のそれぞれの所管における事業につきまして掲載をし、ご案内させていただくというものでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

という予定でございます。

よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

それでは、本日の議事日程は終了いたしました。

第9回の定例会を閉会します。ありがとうございました。